

# 「平戸市ふるさと応援寄附金推進業務委託」プロポーザル実施要領

## 1 目的

平戸市では、ふるさと納税制度を活用し、本市の取組みを応援していただける寄附者を増やすとともに、返礼品を通して市の特産品をより広くPRすることを目的として取り組むため、本市のふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の新規登録等の事務の効率化を図り、必要となる業務全般に関し最も適切な企画力、技術力、実施体制、実績を持った事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 実施概要

(1) 名称 平戸市ふるさと応援寄附金推進業務委託

(2) 発注者 平戸市

(3) 業務期間 令和7年10月1日から令和10年9月30日まで(3年間)

契約締結日から令和7年9月30日までは業務開始に向けた準備期間とし、これに関わる委託料は発生しないものとする。

(4) 業務内容 別紙「平戸市ふるさと応援寄附金推進業務委託仕様書」のとおり

(5) 選定方法 公募型プロポーザル方式(以下、「プロポーザル」という)

本プロポーザルでは、平戸市ふるさと応援寄附金推進業務委託評価基準により、提出書類及びプレゼンテーションにより優先交渉権者を選定する。

## 3 見積限度額

(1) 想定業務規模

令和7年度全体の寄附金額としては800,000,000円を想定している。

(2) 見積限度額(業務委託料の提案率)

委託料率は寄附額の8.5%(消費税及び地方消費税を含まない)を上限とする。

本業務に係る見積書を記名押印の上、作成すること。

(3) 留意事項

プロポーザル参加事業者(以下、参加者という)は、本業務及び業務履行に係る一切の経費を含めて委託料率を積算するものとする。

なお、返礼品及び返礼品の発送に関する費用、ふるさと納税ポータルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料、ワンストップ特例申請受付費用、寄附金受領証明書等の発行代行手数料は含まない。

また、本市と締結する業務委託契約において定める委託料は、本プロポーザルにおいて見積もった委託料率によるものとする。ただし、本プロポーザル時の業務委託仕様書の内容を変更して契約を行うこととした場合(令和10年度までの単年度ごとの随意契約を含む)には、協議によりこれを考慮した委託料率とする場合がある。

(4) 契約方法 優先交渉権者と本市の間で協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結

することを原則とする。なお、当該契約にあたり、企画提案内容（見積書を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 平戸市暴力団排除条例（平成24年平戸市条例第22号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが、判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

#### 5 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下の通りとする。

スケジュール項目	期間等	備考
募集開始	令和7年2月7日（金）	市のホームページ
質問受付	令和7年2月7日（金）から 令和7年2月14日（金）午後5時まで	電子メールにてお問い合わせください。 メールアドレス furusato@city.hirado.lg.jp
質問回答	令和7年2月19日（水）	市ホームページ
参加申込締切日	令和7年2月21日（金） 午後5時まで	持参又は郵送
企画提案書等の提出期限	令和7年3月7日（金） 午後5時まで	持参又は郵送
プレゼンテーション	令和7年3月13日（木）予定	時間・場所は後日連絡 日程は変更の場合がある

審査結果	令和7年3月下旬予定	
委託契約締結	令和7年3月下旬予定	

## 6 参加申込

参加申込書及びプロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式は本市ホームページからダウンロードすること。

- (1) 提出書類 参加意向申出書(様式1)
- (2) 提出期限 令和7年2月21日(金)午後5時
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)
- (4) 提出先 平戸市財務部企画課移住・定住政策班(14 問合せ先参照)

## 7 質問受付及び回答

### (1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書(様式2)を電子メールに添付して以下の提出先アドレスに送付する。

なお、電子メールの件名は「平戸市ふるさと納税中間支援等業務委託質問書 事業者名」とすること。

- ① 提出書類 質問書(様式2)
- ② 提出期限 令和7年2月7日(金)から令和7年2月14日(金)午後5時まで
- ③ 提出方法 電子メール
- ④ 提出先 平戸市財務部企画課移住・定住政策班(14 問合せ先参照)

### (2) 質問及び回答の公表

参加者からの質問及びその回答は、質問者名を伏して、平戸市ホームページに公表する。なお、優先交渉権者の選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

- ① 回答日 令和7年2月19日(水)
- ② 回答方法 平戸市ホームページ上で回答予定

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書提出届(様式3)1部
- ② 会社等の概要(参加者の沿革、従業員数、事業所(拠点)などを記載する書類。任意様式、既存パンフレット等で可)1部
- ③ 業務実績書(様式4)1部

直近5か年の同種又は類似業務の実績を最大3件まで記載すること。また、業務実績の内容が確認できるもの。(契約書・仕様書等の業務の概要及び履行の確認ができる書類の写し等を添付すること。)

④業務実施体制(様式5)1部

⑤配置予定者調書(様式6-1及び様式6-2)

業務主任担当者及び業務担当者の氏名、経歴、実績等について記入すること。

⑥企画提案書(任意様式)原本1部コピー5部

A4版、表紙を除いて15頁程度で下記事項について簡素にまとめること。

ア 別紙「平戸市ふるさと応援寄附金推進業務委託仕様書」に基づき必要事項を記載すること。

イ 業務の円滑な遂行において必要な実施体制、実施スケジュール等について記載すること。

ウ その他、特にアピールしたい事項

⑦見積書(任意様式、A4版)

本業務に係る見積書を記名押印の上、作成すること。見積は、寄附金額に対する委託料率の割合(消費税及び地方消費税を含まない)とする。

⑧誓約書(様式7)

⑨履歴事項全部証明書(発行後3か月以内)写し可

参加者の法人登記を証する書類。法務局が発行する商業登記簿謄本 1部

⑩納税証明書(国税及び地方税の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し(直近事業年度で提出期限3月以内のもの。))

(2)提出期限 令和7年3月7日(金)午後5時

(3)提出方法 「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかによる郵送又は持参(平日8時30分～17時まで。土日祝祭日は除く)

(4)提出先 平戸市財務部企画課移住・定住政策班(14 問い合わせ先参照)

## 9 プレゼンテーション

(1)実施日時 令和7年3月13日(木)予定

なお、令和7年3月議会の日程の関係により、日時が変更となる場合がある。

(※開始時間等詳細は、別途連絡する。)

(2)実施場所 別途通知する。

(3)出席者 業務主任担当者を含めた3名以内

(4)内容 企画提案の説明30分以内及び質疑応答20分以内で実施

## 10 選定方法

(1)選定手順

企画課において、下記の評価項目については、総合的な評価を行い、基準点を満たした事業所の中で、得点が最も高い事業者を1者選定する。ただし、第1位の事業者が契約を締結しない場合は、順次得点の高かった事業者を次点の交渉権者とする。

(2)評価項目の概要

①事業者の総合評価

②寄附受付対応の評価

- ③返礼品企画開発の評価
- ④プロモーションの評価
- ⑤プレゼンテーション内容の評価
- ⑥見積委託料率の評価

(配点については、別紙「平戸市ふるさと応援寄附金推進業務委託評価基準のとおり。)

### (3) 選定結果

選定結果は、令和7年3月下旬ごろに全ての企画提案者に対して書面で通知する。

### (4) その他

プレゼンテーションは非公開とする。

## 11 契約手続

業務仕様書及び契約予定業者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、平戸市財務規則に基づき契約を締結する。企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約予定業者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。これにより見積額を超えない範囲で、契約内容、契約額などの調整を行うことがある。

優先交渉権者との協議が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。契約書の作成にあたっては、受注者が案を作成後、市が内容を審議・協議し、承認を得られた場合において、契約を締結するものとする。

## 12 失格

次のいずれかに該当することとなった場合は、失格とする。

- (1)参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2)企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4)見積額が委託料率上限額を超えている場合
- (5)プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6)選考の公平性を害する行為があった場合
- (7)前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

## 13 その他

- (1)応募に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2)提出された提案書等の著作権については、参加者に帰属する。ただし、市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用する権利を持つものとし、参加者は著作者人格権のうち公表権を主張し得ないものとする。
- (3)提出された書類は、返却しない。
- (4)提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。

- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託事業者の選定のみで使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、平戸市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 本業務に当たり、受託事業者は、本業務の主たる業務を再委託等してはならない。
- (8) 契約締結後であっても、談合その他不正行為が発覚した場合は、契約を解除することがある。
- (9) 本プロポーザルについて、緊急等やむを得ない理由により実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止し、又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を発注者に請求することはできない。
- (10) 参加申込書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届(様式8)を提出するものとする。

#### 14 問合せ先

〒859-5192長崎県平戸市岩の上町1508番地3

平戸市財務部企画課移住・定住政策班

【電話】 0950-22-9105(直通)

【メール】 furusato@city.hirado.lg.jp